



新築住宅の取得をお考えの皆様へ

— 住宅かし保険 —

まもりすまい 保険

「住宅瑕疵担保履行法」により、新築住宅を供給する住宅事業者は、
雨漏りや住宅の傾きなどの基本構造部分に
「瑕疵」が発見された場合に備えて、「保険」か「供託」によって
あらかじめ資力を確保することが義務付けられています。
新築住宅を購入または建設予定のみなさまは住宅事業者に
「まもりすまい保険」加入の有無や保険内容の確認をお願いします。



〈お問い合わせ窓口と届出事業者の検索は〉

<http://www.how.or.jp>

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

財団法人 住宅保証機構

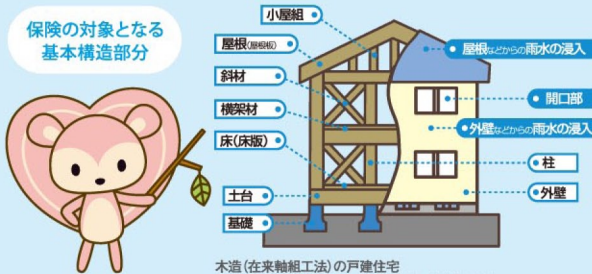
住宅瑕疵担保履行法に対応した保険が、 住宅瑕疵担保責任保険法人 財団法人住宅保証機構の まもりすまい保険です！

まもりすまい保険は、 安心のすまいをお手伝い



新築住宅のお引渡しから10年間に品確法※で定められた基本構造部分(構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分)に瑕疵(欠陥)が発見された場合、住宅事業者が負担する補修費用等に対して保険金が支払われます。

保険の対象となる
基本構造部分



木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成

※品確法**住宅品質確保法



安心住まいの新しい法律 住宅瑕疵担保履行法



もしも、新築住宅の基本構造部分に瑕疵が発見され、「住宅瑕疵担保履行法」により資力確保措置義務の対象となっている住宅事業者※が倒産した場合には、住宅取得者のみなさまは直接に補修費用等の支払いを受けられます。また、住宅事業者とのトラブルの際には専門の紛争処理機関が利用できます。

※住宅事業者**建設業者*宅地建物取引業者



工事中に 現場検査を実施します



「まもりすまい保険」では設計施工基準を定めています。また、保険に加入される住宅は、この基準に基づき、工事中に専門の検査員(建築士)による現場検査が行われます。



ご契約までには、 保険内容の確認を忘れずに！



「まもりすまい保険」の申込手続きは、住宅事業者が行います。住宅取得者のみなさまは、注文住宅の場合は請負契約時に、分譲住宅の場合は売買契約時に、保険の内容を確認し、引渡時には保険付保証書を忘れずに受け取ってください。

お問い合わせは

保険取次店

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
財団法人住宅保証機構

<http://www.how.or.jp>

(本部) 東京都港区芝 5-29-14 田町日エビル
tel.03-6435-4690 fax.03-3454-2422

(支所) 大阪府大阪市中央区淡路町 1-2-5 淡路町イーストビル 7階
tel.06-6228-7666 fax.06-6228-7667